【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の５第１項の表の第１号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月13日
【中間会計期間】	第38期中（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）
【会社名】	株式会社アクセスグループ・ホールディングス
【英訳名】	ACCESS GROUP HOLDINGS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　木村　勇也
【本店の所在の場所】	東京都港区南青山一丁目１番１号
【電話番号】	03-5413-3001（代表）
【事務連絡者氏名】	専務取締役財務企画部長　　保谷　尚寛
【最寄りの連絡場所】	東京都港区南青山一丁目１番１号
【電話番号】	03-5413-3001（代表）
【事務連絡者氏名】	専務取締役財務企画部長　　保谷　尚寛
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号） 証券会員制法人福岡証券取引所 （福岡市中央区天神二丁目14番２号）

第一部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

回次		第37期 中間連結会計期間	第38期 中間連結会計期間	第37期
会計期間		自　2025年４月１日 至　2025年９月30日	自　2026年４月１日 至　2026年９月30日	自　2025年４月１日 至　2026年３月31日
売上高	（千円）	1,889,635	2,004,706	3,954,289
経常利益	（千円）	123,697	76,185	221,175
親会社株主に帰属する中間（当期）純利益	（千円）	88,277	56,776	162,459
中間包括利益又は包括利益	（千円）	88,277	56,776	161,811
純資産額	（千円）	1,243,776	1,503,338	1,475,260
総資産額	（千円）	2,338,289	2,438,451	2,573,102
１株当たり中間（当期）純利益	（円）	27.45	16.39	50.07
潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益	（円）	―	―	―
自己資本比率	（%）	53.2	61.7	57.3
営業活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	176,619	278,623	145,017
投資活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	△20,847	△198,186	△32,579
財務活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	△130,538	△102,913	△106,194
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高	（千円）	1,294,839	1,253,372	1,275,848

（注）１．当社は中間連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
２．潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益金額については潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第２【事業の状況】

１【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

２【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営成績の状況

当中間連結期間（2026年４月１日～2026年９月30日）における我が国経済は、雇用・所得環境の改善、企業の設備投資、政府の物価高対策が内需を支え緩やかな回復が続きました。一方で、物価上昇や原材料費、物流費および人件費等のコスト上昇に加え、内外の金利・地政学的圧力の不確実性も継続しており、個人消費および企業収益力の先行きは不透明な状況が続いています。

なお、このような我が国経済状況においても、国内の雇用情勢については、全国有効求人倍率が引き続き1.19倍（令和８年９月 厚生労働省「一般職業紹介状況」）と求人が求職を上回る状況が継続しており、人材不足が常態化しています。このため、企業における従業員確保や人材育成への対応、および関連業務の効率化は引き続き重要な経営課題となっている状況です。

また、人口減少が続くなか、学生募集力の強化が学校法人の経営基盤そのものを左右する高等教育機関においては、275校で定員割れの状況（日本私立学校振興・共済事業団「令和８年度 私立大学・短期大学等入学志願動向」）であり、対策や教育サービスの質向上への対応が求められています。また、外国人留学生の受け入れ促進、教育研究活動の充実に加え、業務効率化などを支える経営基盤の強化が重要な課題となっています。

企業の販促・広告分野では、2025年の日本の総広告費は前年比5.1%増の8兆623億円と初めて8兆円を突破（電通「2025年 日本の広告費」）するなど、堅調な拡大が続いています。一方、慢性的な人材不足を背景に、企業においては広告・販促業務を含む幅広い業務領域でアウトソーシング（BPO）ニーズが高まっております。

このような環境のもと、人財ソリューション事業では、官公庁・民間企業・大学機関のイベントや説明会等の業務受託及び採用業務代行の提案を引き続き強化しました。また、新卒学生や体育会学生、外国人留学生を対象とした人材紹介サービスの拡大に注力するとともに、連携企業の開拓にも注力しました。資本業務提携先である株式会社プロネクサスと連携した共同提案も引き続き注力したほか、対面型合同説明会等の集客においては大学との連携を一層強化しました。

教育機関支援事業は、入試広報部門のイベント運営やクリエイティブ制作に加え、外国人留学生募集関連のイベント等の自社企画の販売を強化しました。また、寄付募集支援等の提案・受託にも注力し、入試広報部門にとどまらないソリューション提供を推進しました。

プロモーション支援事業では、事務局代行およびイベント運営サポートの強化に注力しました。また、自治体からの発送代行は第２四半期も継続して受注し、金券類の取り扱いを含めた対応を強化しました。

その結果、当中間連結会計期間における売上高は2,004百万円（前年同中間期比6.1%増）、営業利益は78百万円（前年同中間期比38.0%減）、経常利益は76百万円（前年同中間期比38.4%減）、親会社株主に帰属する中間純利益は56百万円（前年同中間期比35.7%減）となりました。

なお、当社グループはセグメントごとに業績の季節変動要因を抱えています。人財ソリューション事業は、新卒の就職活動の広報解禁と入社時期直前に合わせたサービスの比重が高いため、第４四半期に売上が集中する傾向にあります。また、教育機関支援事業は、進学説明会の開催や学校のプロモーション活動が増加する上半期に売上が集中する傾向にあります。

当中間連結会計期間における、事業セグメント別の業績は、以下のとおりです。

（人財ソリューション事業）

人財ソリューション事業においては、採用業務代行サービスなどの周辺業務と人材紹介においては底堅く推移しました。一方、合同企業説明会を中心とした連合企画はクライアントニーズの高い時期へ移行を進めたこと、既に受注しているイベント運営の実施時期が主に第４四半期となることから、前年同期を下回る結果となりました。

この結果、当中間連結会計期間（2026年４月１日～2026年９月30日）の人財ソリューション事業におきましては、売上高は570百万円（前年同中間期比7.0%減）、セグメント損失は69百万円（前年同中間期はセグメント損失１百万円）となりました。

（教育機関支援事業）

教育機関支援事業は、外国人留学生受入に関連する企画に加え、寄付募集支援等の入試部門以外の領域が順調に推移しました。

この結果、当中間連結会計期間（2026年４月１日～2026年９月30日）の教育機関支援事業におきましては、売上高は739百万円（前年同中間期比3.7%増）、セグメント利益は100百万円（前年同中間期比7.2%減）となりました。

（プロモーション支援事業）

プロモーション支援事業においては、自治体による発送代行は第２四半期でいったん収束したものの、イベント運営やイベント事務局等の業務代行分野が堅調に推移しました。

この結果、当中間連結会計期間（2026年４月１日～2026年９月30日）のプロモーション支援事業は、売上高は694百万円（前年同中間期比23.5%増）、セグメント利益は46百万円（前年同中間期比58.0%増)となりました。

（業績の季節変動要因について）

当社グループは業績の季節変動要因を抱えています。人財ソリューション事業は、新卒の就職活動の時期に合わせたサービス展開をしているため、就職活動時期の早期化に伴い、第４四半期に売上が集中する傾向にあります。また、教育機関支援事業は、進学説明会の開催や学校のプロモーション活動が増加する上半期に売上が集中する傾向にあります。

上記の要因に伴い、連結会計年度においては下半期に売上のピークを見込んでおります。

(2) 財政状態の分析

（流動資産）

当中間連結会計期間末における流動資産の残高は、前連結会計年度末と比べ152百万円減少し、2,124百万円となりました。これは主に、現金及び預金の増加134百万円、受取手形、売掛金及び契約資産の減少354百万円、仕掛品の増加48百万円、前払費用の増加22百万円によるものです。

（固定資産）

当中間連結会計期間末における固定資産の残高は、前連結会計年度末と比べ18百万円増加し、314百万円となりました。これは主に、有形固定資産の増加４百万円、無形固定資産の増加９百万円、繰延税金資産の増加６百万円によるものです。

（繰延資産）

当中間連結会計期間末における繰延資産の残高は、前連結会計年度末と比べ０百万円減少し、０百万円となりました。これは主に、社債発行費の償却０百万円によるものです。

（流動負債）

当中間連結会計期間末における流動負債の残高は、前連結会計年度末と比べ166百万円減少し、704百万円となりました。これは主に、１年内償還予定の社債の減少32百万円、１年内返済予定の長期借入金の減少12百万円、買掛金の減少140百万円、未払金の減少24百万円、前受金の増加29百万円、未払法人税等の減少26百万円によるものです。

（固定負債）

当中間連結会計期間末における固定負債の残高は、前連結会計年度末と比べ４百万円増加し、230百万円となりました。これは主に、退職給付に係る負債の増加６百万円によるものです。

（純資産）

当中間連結会計期間末における純資産の残高は、前連結会計年度末と比べ28百万円増加し、1,503百万円となりました。これは主に、資本金の増加14百万円、資本剰余金の増加14百万円によるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末と比べて22百万円減少し、1,253百万円となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）
営業活動の結果得られた資金は278百万円となりました。これは、主に税金等調整前中間純利益76百万円、株式報酬費用11百万円、売上債権の減少354百万円、棚卸資産の増加47百万円、仕入債務の減少140百万円、未払金の減少10百万円、前受金の増加29百万円、法人税等の支払額52百万円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）
投資活動の結果支出した資金は198百万円となりました。これは、有形固定資産の取得による支出10百万円、無形固定資産の取得による支出30百万円、定期預金の預入による支出157百万円があったことによります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）
財務活動の結果支出した資金は102百万円となりました。これは、長期借入金の返済による支出12百万円、社債の償還による支出32百万円、配当金の支払額58百万円によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の変更について

当社は、2026年5月15日開催の当社取締役会において、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第３号ロ（２））の一つとして、下記の通り当社株式等の大規模買付等に関する対応策（以下「本プラン」といいます）を導入することに関して決議を行いました。
本プランは、当社取締役会の決議により導入するものですが、後述の通り、株主総会の決議や株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議で廃止することができるなど、株主の総体的意思によってこれを廃止できる手段が設けられています。さらに、株主の皆様のご意思をより反映させるという観点から、2026年６月26日開催の当社第37期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において承認を得て、決議いただいております。

Ⅰ．当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付等であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。
ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。
そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から付託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

Ⅱ．基本方針の実現に資する特別な取組みについて

１．企業価値向上への取組み
当社の経営理念・沿革・事業内容
アクセスグループの原点は、1982 年に東京都千代田区で誕生した広告広報会社「株式会社アクセス通信」にあります。創業以来、人と情報、企業と社会を最適につなぐコミュニケーションを追求してきた同社は、就職広報や学校広報といった事業に参入し、メディアの力で人や社会を「ベストな未来」へ導くという思いを着実に事業へ昇華させてきました。その志を礎とし、1990 年に創業者の資産管理会社として設立された有限会社エーシーエスが 2009 年に株式会社アクセスホールディングスへ、そして 2014 年に株式会社アクセスグループ・ホールディングスへと姿を変え、グループの舵取り役を担う現在の持株会社体制が確立されました。創業から 40 年余りの間に、採用支援・教育機関支援・プロモーション支援という三つの専門領域を拡充しながら、2018 年の東京証券取引所上場、2024 年の福岡証券取引所上場と資本市場との接点も広げ、企業集団としての基盤を強化してきました。
こうした歴史を通じて結晶したのが、「わたしたちは、人や社会をベストな未来に導くために、心の通うメディアとコミュニケーションの場を創造する」という経営理念です。クライアントには専門力と創造力を掛け合わせ、

アナログ・デジタル・モノを自在に融合した最適解を提供し、ユーザーには「必要なときに価値ある情報が届く」仕組みを設計する――この二つの使命を両輪に、社員には挑戦心を体現できる働きがいある環境を、株主と社会には倫理観に裏打ちされた持続的成長と責任ある企業行動を約束するという五つのステークホルダーへの基本方針を定めています。さらに、十三項目に及ぶ行動規範によって法令遵守、公正取引、反社会的勢力との遮断、機密情報の厳格管理、人権尊重、信頼性ある財務報告体制の整備などを明文化し、役員・従業員に周知徹底することで、理念を日々の業務に落とし込んでいます。

また、創業 50 周年を見据えた中期経営ビジョン「Diversity Link 2032」では、グループの存在意義を「人と社会をつなぎ、豊かな未来を創る。」と再定義しました。これは、1980 年代から積み上げたメディア運営や広報・採用支援のノウハウを、デジタル化やグローバル化が加速する現代に適合させるだけでなく、多様な人々が自分らしく活躍できる社会を実現するためのパーパスです。業務代行・事務局機能の強化、外国人留学生分野をはじめとする教育機関の幅広いニーズへの対応、さらには資本業務提携による 人財ソリューション支援領域の拡充など、事業セグメント間のシナジー最大化に取り組むのも、このパーパスの実現に向けた布石となっています。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

１．本プランの目的

当社は、上記Ⅰ．に記載の通り、特定の者による当社株式等の大規模買付行為に対しては、何らかの対応が必要と考えますが、上場会社である以上、大規模買付行為を行おうとする者に対して株式を売却するか否かの判断や、大規模買付行為を行おうとする者に対して会社の経営を委ねることの是非に関する最終的な判断は、株主の皆様のご意思に委ねられるべきものだと考えております。

しかしながら、株主や投資家の皆様に適切な判断を行っていただくためには、その前提として、当社グループ固有の事業特性や当社の歴史を十分に踏まえていただいた上で、当社の企業価値とその価値を生み出している源泉について適切に把握をしていただくことが必要であると考えます。そして、大規模買付等を行おうとする者による当社の支配株式の取得が当社の企業価値やその価値の源泉に対してどのような影響を及ぼし得るかを把握するためには、大規模買付等を行おうとする者から提供される情報だけでは不十分な場合も容易に想定され、株主の皆様に適切な判断を行っていただくためには、当社グループ固有の事業特性を十分に理解している当社取締役会から提供される情報ならびに、大規模買付等を行おうとする者による支配株式の取得行為に対する当社取締役会の評価・意見や、場合によっては当社取締役会による新たな提案を踏まえていただくことが必要であると考えます。

２．本プランの概要

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付等を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、条件を満たす場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付等を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付等を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

３．本プランの内容

(1)本プランに係る手続

① 対象となる大規模買付等

本プランは以下の(ⅰ)、(ⅱ)又は(ⅲ)に該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。かかる行為を、以下「大規模買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付等を行い、又は行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続に従わなければならないものとします。

(ⅰ)当社が発行者である株式等１について、保有者２の株式等保有割合３が20%以上となる買付け

(ⅱ)当社が発行者である株式等４について、公開買付け５に係る株式等の株式等所有割合６及びその特別関係者７の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(ⅲ)上記(ⅰ）又は(ⅱ）に規定される各行為が行われたか否かにかかわらず、特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本(ⅲ）において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係８を樹立する行為９（但し、当社が発行者である株式等につき当該特定の株主と当該他の株主の株式等保有割合 又は株式等所有割合の合計が20%以上となるような場合に限ります。）

② 「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

具体的には、「意向表明書」には、以下の事項を記載していただきます。

(ⅰ) 買付者等の概要

(イ) 氏名又は名称及び住所又は所在地

(ロ) 代表者の役職氏名

(ハ) 会社等の目的及び事業の内容

(ニ) 大株主又は大口出資者（所有株式又は出資割合上位10名）の概要

(ホ) 国内連絡先

(ヘ) 設立準拠法

(ⅱ) 買付者等が現に保有する当社の株式等の数、及び意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株式等の取引状況

(ⅲ) 買付者等が提案する大規模買付等の概要（買付者等が大規模買付等により取得を予定する当社の株式等の種類及び数、並びに大規模買付等の目的（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大規模買付等の後の当社の株式等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等10その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

③ 「本必要情報」の提供

上記②の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付等に対する株主の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、「意向表明書」を提出していただいた日から10営業日11（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を上記②(ⅰ)(ホ)の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、かかる「情報リスト」に従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、上記の「情報リスト」に従い買付者等から提供していただいた情報では、大規模買付等の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。

なお、大規模買付等の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として「情報リスト」の一部に含まれるものとします。

(ⅰ)買付者等及びそのグループ（共同保有者12、特別関係者及びファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名及び職歴等を含みます。）

(ⅱ)大規模買付等の目的（「意向表明書」において開示していただいた目的の詳細）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付等の対価の種類及び金額、大規模買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数及び買付等を行った後における株式等所有割合、大規模買付等の方法の適法性を含みます。）

(ⅲ)大規模買付等の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）

(ⅳ)大規模買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。）

(ⅴ)大規模買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要

(ⅵ)買付者等が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容

(ⅶ)買付者等が大規模買付等において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容

(ⅷ)大規模買付等の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策

(ⅸ)大規模買付等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客及び地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針

(ⅹ)当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付等の提案がなされた事実とその概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、その旨を速やかに開示いたします。

④ 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、その翌日を起算日として、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、以下の(ⅰ)又は(ⅱ)の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定し、速やかに開示いたします。

(ⅰ)対価を現金（円価）のみとする当社全株式等を対象とする公開買付けの場合には最大60日間

(ⅱ)その他の大規模買付等の場合には最大90日間

上記(ⅰ)(ⅱ)いずれにおいても、取締役会評価期間は、評価・検討のために不十分であると取締役会及び独立委員会が合理的に認める場合に限り、延長できるものとしますが、延長の期間は最大30日間とします。その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる具体的理由を買付者等に通知すると共に株主の皆様に開示いたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様に開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付等に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主の皆様に代替案を提示することもあります。

⑤ 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、買付者等が出現した場合において、以下の手続に従い、取締役会評価期間内に、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。独立委員会の判断が、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の(ⅰ)又は(ⅱ)に定める勧告又は決議をした場合には、当社取締役会は、当該勧告又は決議の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

(ⅰ)買付者等が本プランに規定する手続を遵守しない場合

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続を遵守しなかった場合、当該大規模買付等を当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであるとし、原則として当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

(ⅱ)買付者等が本プランに規定する手続を遵守した場合

買付者等が本プランに規定する手続を遵守した場合には、独立委員会は、原則として当社取締役会に対して対抗措置の不発動を勧告します。

ただし、本プランに規定する手続が遵守されている場合であっても、別紙４に掲げる事由等により、当該大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められ、かつ対抗措置の発動を相当と判断する場合には、例外的措置として、対抗措置の発動を勧告する場合があります。また、独立委員会は、対抗措置発動に関して、予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

⑥ 取締役会の決議、株主意思の確認

当社取締役会は、⑤に定める独立委員会の勧告を最大限尊重し、かかる勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。

なお、独立委員会が対抗措置の発動を勧告するに際して、当該発動に関して事前に株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、当社取締役会は、実務上開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り最短の時間で株主意思確認のための株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、対抗措置の発動に関する議案を付議します。株主意思確認総会は、定時株主総会又は臨時株主総会とあわせて開催する場合もあります。当社取締役会において株主意思確認総会の開催を決定した場合には、取締役会評価期間はその時点を以て終了するものとします。当該株主意思確認総会にて、対抗措置の発動に関する議案が可決された場合には、当社取締役会は株主意思確認総会における決定に従い、対抗措置の発動に関する決議を行い、必要な手続を行います。

一方、当該株主意思確認総会において、対抗措置の発動に関する議案が否決された場合には、当社取締役会は、対抗措置の不実施に関する決議を行います。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、当該決議の概要その他当社取締役会及び独立委員会が適切と判断する事項について、また株主意思確認総会を実施した場合には、投票結果その他取締役会及び独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

⑦ 対抗措置発動の停止

当社取締役会が上記⑥の手続に従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、(ⅰ)買付者等が大規模買付等を中止した場合又は(ⅱ)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は対抗措置の停止の決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

⑧ 大規模買付等の開始

買付者等は、本プランに規定する手続を遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動又は不発動の決議がなされるまでは大規模買付等を開始することはできないものとします。

(2)本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1)⑥に記載の決議に基づき発動する対抗措置は、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てとします。

本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙５「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりといたします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、上記(1)⑦に記載のとおり、対抗措置発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付等を中止し、当社取締役会が上記(1)⑦に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落ち日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

(3)本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会において承認が得られた場合には、当該承認決議の時から2029年６月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。

ただし、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令もしくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更に伴う形式的な変更が必要と判断した場合は、随時、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更することができるものとします。他方、当社取締役会が、本プランの内容について当社株主の皆様に実質的な影響を与えるような変更を行う場合には、改めて直近で開催される株主総会に付議し株主の皆様のご承認をいただくことといたします。

当社は、本プランを廃止又は本プランの内容について当社株主の皆様に実質的な影響を与えるような変更を行った場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに開示いたします。

４．本プランの合理性

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年５月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。また、企業価値研究会が2008年６月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」、株式会社東京証券取引所が2021年６月11日に改訂した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5．いわゆる買収防衛策」、及び経済産業省が2023年８月31日に公表した「企業買収における行動指針」の内容を踏まえています。

(1)企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則

本プランは、上記１．に記載のとおり、当社株式等に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(2)事前開示・株主意思の原則

本プランは、当社の本定時株主総会にて、株主の皆様のご賛同を得たうえで導入するものです。また、上記３．(3)に記載したとおり、本定時株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることになります。従いまして、本プランの導入及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

(3)必要性・相当性確保の原則

① 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示の徹底

当社は、上記２．に記載のとおり、本プランに基づく大規模買付等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として独立委員会を設置し、当社取締役会は、対抗措置の発動又は不発動の決議等に際して独立委員会の勧告を最大限尊重いたします。

また、当社は、独立委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

② 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記３．に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

③ デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記３．(3)に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされています。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役の任期を１年としているため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

５．株主及び投資家の皆様への影響

(1)本プランの導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその導入時に株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、前述の３．(1)に記載のとおり、買付者等が本プランを遵守するか否かにより当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意ください。

(2)本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式１株につき本新株予約権１個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式１株当たりの価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記３．(1)⑦に記載の手続等に従い当社取締役会が対抗措置発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式１株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式１株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3)本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続

本新株予約権の無償割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続は不要です。

また、当社が取得条項を付した新株予約権取得の手続をとる場合には、買付者等以外の株主の皆様におかれましては、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する払込み等の手続は不要となります。

以上のほか、割当て方法、行使の方法、当社による取得の方法、及び株式の交付方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続の詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行いますので当該開示又は通知の内容をご確認下さい。

(注)

1．金融商品取引法第27条の23第１項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。

2．金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。

3．金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下同じとします。

4．金融商品取引法第27条の2第１項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下(ⅱ)において同じとします。

5．金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。

6．金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとします。以下同じとします。

7．金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

8．「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株式等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定の株主及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。

9．本文の(ⅲ)所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が独立委員会の勧告に従って行うものとします。なお、当社取締役会は、上記(ⅲ)の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

10. 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。

11. 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。

12.金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

3【重要な契約等】

該当事項はありません。

第３【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	6,000,000
計	6,000,000

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数（株）（2026年９月30日）	提出日現在発行数（株）（2026年11月13日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	3,503,500	3,503,500	東京証券取引所スタンダード市場 福岡証券取引所本則市場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 単元株式数は100株であります。
計	3,503,500	3,503,500	―	―

（２）【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません

（３）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

（４）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
2026年５月１日（注１）	10,800	3,468,800	3,655	224,035	3,655	324,035
2026年８月10日（注２）	34,700	3,503,500	11,277	235,312	11,277	335,312

（注）１．有償第三者割当（執行役員に対する譲渡制限付株式報酬としての新株発行）

発行株式数		10,800株
発行価格	１株につき	677円
資本組入額	１株につき	338円
割当先	当社の執行役員　２名　当社子会社の執行役員　16名	

２.有償第三者割当（取締役等に対する譲渡制限付株式報酬としての新株発行）

発行株式数		34,700株
発行価格	１株につき	650円
資本組入額	１株につき	325円
割当先	当社の取締役（社外取締役を除きます。）７名 当社の監査役（社外監査役を除きます。）１名　当社子会社の取締役　９名	

（５）【大株主の状況】

2026年９月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
株式会社プロネクサス	東京都港区海岸１丁目２番20号	566,500	16.23
株式会社アクセスグループ・プランニング	東京都港区南青山一丁目１番１号	409,000	11.72
木村　勇也	神奈川県横浜市青葉区	365,200	10.46
株式会社ＲＲ・ＤＤ	東京都中央区日本橋兜町５番１号	323,000	9.25
木村　春樹	神奈川県横浜市青葉区	298,300	8.55
アクセスグループ社員持株会	東京都港区南青山一丁目１番１号	154,800	4.43
木村　純子	神奈川県横浜市青葉区	79,800	2.29
株式会社Ｐａｎｏｐｔｉｃｏｎ　Ｉｎｖｅｓｔｍｅｎｔ	東京都新宿区西新宿３丁目３番１３号	45,700	1.31
小西　一夫	香川県高松市	30,700	0.88
楠木　哲也	栃木県宇都宮市	30,000	0.86
計	－	2,303,000	65.98

（６）【議決権の状況】

①【発行済株式】

2026年９月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式（自己株式等）	―	―	―
議決権制限株式（その他）	―	―	―
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 12,900	―	権利内容に何ら限定のない当社において標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。
完全議決権株式（その他）	普通株式 3,489,100	34,891	同上
単元未満株式	普通株式 1,500	―	―
発行済株式総数	3,503,500	―	―
総株主の議決権	―	34,891	―

（注）「単元未満株式」の普通株式には、自己株式90株が含まれております。

②【自己株式等】

2026年９月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
株式会社アクセスグループ・ホールディングス	東京都港区南青山一丁目１番１号	12,900	―	12,900	0.37
計	―	12,900	―	12,900	0.37

２【役員の状況】

該当事項はありません。

第４【経理の状況】

１　中間連結財務諸表の作成方法について

当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の５第１項の表の第１号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第１編及び第３編の規定により第１種中間連結財務諸表を作成しております。

２　監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、中間連結会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日まで）に係る中間連結財務諸表について、アルファ監査法人による期中レビューを受けております。

1【中間連結財務諸表】

（1）【中間連結貸借対照表】

（単位：千円）

	前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,427,848	1,562,491
受取手形、売掛金及び契約資産	718,696	363,948
電子記録債権	5,747	6,436
仕掛品	28,717	76,981
貯蔵品	7,597	7,180
前払費用	50,297	73,197
その他	38,494	34,232
貸倒引当金	△532	△345
流動資産合計	2,276,866	2,124,122
固定資産		
有形固定資産	34,134	39,110
無形固定資産	57,265	66,675
投資その他の資産		
差入保証金	173,608	171,904
繰延税金資産	30,491	36,552
その他	8,976	8,839
貸倒引当金	△8,839	△8,839
投資その他の資産合計	204,236	208,457
固定資産合計	295,636	314,243
繰延資産		
社債発行費	598	85
繰延資産合計	598	85
資産合計	2,573,102	2,438,451

（単位：千円）

	前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
負債の部		
流動負債		
買掛金	303,824	163,088
短期借入金	300,000	300,000
１年内償還予定の社債	72,000	40,000
１年内返済予定の長期借入金	12,488	―
未払法人税等	55,150	28,675
前受金	15,395	45,107
未払消費税等	30,466	26,914
未払金	63,012	38,534
その他	19,291	62,315
流動負債合計	871,628	704,635
固定負債		
長期未払金	133,000	131,100
退職給付に係る負債	93,212	99,377
固定負債合計	226,212	230,477
負債合計	1,097,841	935,113
純資産の部		
株主資本		
資本金	220,379	235,312
資本剰余金	822,507	837,440
利益剰余金	438,801	437,013
自己株式	△6,427	△6,427
株主資本合計	1,475,260	1,503,338
純資産合計	1,475,260	1,503,338
負債純資産合計	2,573,102	2,438,451

（２）【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

（単位：千円）

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
売上高	※1 1,889,635	※1 2,004,706
売上原価	973,465	1,056,593
売上総利益	916,169	948,113
販売費及び一般管理費	※2 789,335	※2 869,432
営業利益	126,834	78,680
営業外収益		
受取利息	497	1,239
受取配当金	20	―
投資有価証券売却益	728	―
その他	250	333
営業外収益合計	1,496	1,573
営業外費用		
支払利息	4,081	3,666
その他	552	401
営業外費用合計	4,633	4,067
経常利益	123,697	76,185
税金等調整前中間純利益	123,697	76,185
法人税、住民税及び事業税	30,896	25,469
法人税等調整額	4,523	△6,061
法人税等合計	35,420	19,408
中間純利益	88,277	56,776
親会社株主に帰属する中間純利益	88,277	56,776

【中間連結包括利益計算書】

（単位：千円）

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
中間純利益	88,277	56,776
その他の包括利益	―	―
中間包括利益	88,277	56,776
（内訳）		
親会社株主に係る中間包括利益	88,277	56,776
非支配株主に係る中間包括利益	―	―

（３）【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	123,697	76,185
減価償却費	4,912	12,286
株式報酬費用	20,092	11,468
貸倒引当金の増減額（△は減少）	52	△187
受取利息及び受取配当金	△497	△1,239
支払利息	4,081	3,666
売上債権の増減額（△は増加）	104,846	354,058
棚卸資産の増減額（△は増加）	△51,607	△47,847
未収入金の増減額（△は増加）	473	4,388
仕入債務の増減額（△は減少）	△4,603	△140,736
投資有価証券売却損益（△は益）	△728	－
未払消費税等の増減額（△は減少）	△12,456	△3,551
未払金の増減額（△は減少）	△11,885	△10,084
未払費用の増減額（△は減少）	9,378	8,869
前受金の増減額（△は減少）	17,716	29,712
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	300	6,164
その他	△19,859	30,325
小計	183,914	333,479
利息及び配当金の受取額	319	816
利息の支払額	△4,026	△3,699
法人税等の支払額	△3,613	△52,117
法人税等の還付額	25	143
営業活動によるキャッシュ・フロー	176,619	278,623
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△24,704	△10,685
無形固定資産の取得による支出	△11,000	△30,382
敷金及び保証金の差入による支出	△6,250	－
敷金の回収による収入	190	－
定期預金の預入による支出	△50,000	△157,118
定期預金の払戻による収入	50,000	－
投資有価証券の償還による収入	20,000	－
投資有価証券の売却による収入	916	－
投資活動によるキャッシュ・フロー	△20,847	△198,186
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△50,484	△12,488
社債の償還による支出	△32,000	△32,000
配当金の支払額	△48,054	△58,425
財務活動によるキャッシュ・フロー	△130,538	△102,913
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	25,234	△22,476
現金及び現金同等物の期首残高	1,269,604	1,275,848
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 1,294,839	※ 1,253,372

【注記事項】

（中間連結損益計算書関係）

※１　売上高の季節的変動

前中間連結会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）及び当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

当社グループはセグメントごとに業績の季節変動要因を抱えています。人財ソリューション事業は、新卒の就職活動の時期に合わせたサービス展開をしているため、第４四半期に売上が集中する傾向にあります。また、教育機関支援事業は、進学説明会の開催や学校のプロモーション活動が増加する上半期に売上が集中する傾向にあります。

※２　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
給料及び手当	360,301千円	396,191千円
貸倒引当金繰入額	52　〃	△187　〃
退職給付費用	16,116　〃	19,254　〃

（中間連結キャッシュ・フロー計算書関係）

※　現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
現金及び預金	1,446,839千円	1,562,491千円
預入期間が３か月を超える定期預金	△152,000千円	△309,118千円
現金及び現金同等物	1,294,839千円	1,253,372千円

（株主資本等関係）

Ⅰ　前中間連結会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

１　配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年５月30日 取締役会	普通株式	48,003千円	資本剰余金	30.0円	2025年３月31日	2025年６月25日

（注）当社は、2025年4月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。１株当たり配当額については、当該株式分割前の配当金の額を記載しております。

２　基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

３　株主資本の金額の著しい変動

当社は2025年５月１日に執行役員に対する譲渡制限付株式報酬としての新株発行を実行し、資本金及び資本剰余金がそれぞれ3,060千円増加しております。

また、2025年８月８日に取締役等に対する譲渡制限付株式報酬としての新株発行を実行し、資本金及び資本剰余金がそれぞれ6,986千円増加しております。

また、2025年６月25日開催の第36期定時株主総会の決議により、2025年６月26日付でその他資本剰余金26,868千円を繰越利益剰余金に振り替え、欠損補填を実施しています。なお、これによる株主資本の合計額への影響はありません。

この結果、当中間連結会計期間末において、資本金が141,839千円、資本剰余金が743,967千円となっております。

Ⅱ　当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

１　配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
2026年５月15日 取締役会	普通株式	58,565千円	利益剰余金	17.0円	2026年３月31日	2026年６月29日

２　基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

３　株主資本の金額の著しい変動

当社は2026年５月１日に執行役員に対する譲渡制限付株式報酬としての新株発行を実行し、資本金及び資本剰余金がそれぞれ3,655千円増加しております。

また、2026年８月10日に取締役等に対する譲渡制限付株式報酬としての新株発行を実行し、資本金及び資本剰余金がそれぞれ11,277千円増加しております。

この結果、当中間連結会計期間末において、資本金が235,312千円、資本剰余金が837,440千円となっております。

（収益認識関係）

収益の分解情報

収益認識の時期別及び契約形態別に分解した金額は、以下のとおりであります。

前中間連結会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

（単位：千円）

	人財ソリューション事業	教育機関支援事業	プロモーション支援事業	計
一定期間にわたって移転される財又はサービス	195	2,085	2,970	5,250
一時点で移転される財又はサービス	613,964	711,199	559,220	1,884,384
外部顧客への売上高	614,159	713,285	562,190	1,889,635

当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

（単位：千円）

	人財ソリューション事業	教育機関支援事業	プロモーション支援事業	計
一定期間にわたって移転される財又はサービス	618	2,560	3,870	7,049
一時点で移転される財又はサービス	570,346	736,902	690,408	1,997,657
外部顧客への売上高	570,964	739,462	694,278	2,004,706

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

Ⅰ　前中間連結会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

１　報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：千円）

	報告セグメント				調整額（注）１	中間連結損益計算書計上額（注）２
	人財ソリューション事業	教育機関支援事業	プロモーション支援事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	614,159	713,285	562,190	1,889,635	―	1,889,635
セグメント間の内部売上高又は振替高	19,726	―	67,051	86,778	△86,778	―
計	633,885	713,285	629,242	1,976,413	△86,778	1,889,635
セグメント利益又は損失（△）	△1,932	108,504	29,326	135,899	△9,064	126,834

（注）１．調整額は以下のとおりであります。
セグメント利益又は損失（△）の調整額△9,064千円には、セグメント間取引消去△8,745千円及び棚卸資産の調整額△319千円が含まれております。
２．セグメント利益又は損失（△）は、中間連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

２　報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報
該当事項はありません。

Ⅱ　当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

１　報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：千円）

	報告セグメント				調整額（注）１	中間連結損益計算書計上額（注）２
	人財ソリューション事業	教育機関支援事業	プロモーション支援事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	570,964	739,462	694,278	2,004,706	―	2,004,706
セグメント間の内部売上高又は振替高	15,064	―	59,363	74,428	△74,428	―
計	586,029	739,462	753,642	2,079,134	△74,428	2,004,706
セグメント利益又は損失（△）	△69,316	100,698	46,350	77,732	947	78,680

（注）１．調整額は以下のとおりであります。
セグメント利益又は損失（△）の調整額947千円には、セグメント間取引消去1,224千円及び棚卸資産の調整額△277千円が含まれております。
２．セグメント利益又は損失（△）は、中間連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

２　報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報
該当事項はありません。

（１株当たり情報）

１株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
１株当たり中間純利益	27円45銭	16円39銭
（算定上の基礎）		
親会社株主に帰属する中間純利益（千円）	88,277	56,776
普通株主に帰属しない金額（千円）	―	―
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益（千円）	88,277	56,776
普通株式の期中平均株式数（株）	3,215,997	3,463,900
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	―	―

（注）潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年11月13日

株式会社アクセスグループ・ホールディングス
取締役会　御中

アルファ監査法人
東京都港区

指定社員
業務執行社員　公認会計士　奥津　泰彦

指定社員
業務執行社員　公認会計士　磯　巧

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アクセスグループ・ホールディングスの2026年４月１日から2027年３月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アクセスグループ・ホールディングス及び連結子会社の2026年９月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。**
- **継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。**
- **中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。**

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
２．XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。